

グループ名 ・代表者名	福島原発震災情報連絡センター 代表（高木基金担当）中山均	助成金額	30万円
連絡先など	090-1541-4798 nakayama@jca.apc.org		
助成のテーマ	福島原発震災による放射能汚染被害者援護策の策定に向けた課題に関する調査研究		

【調査研究の概要】

- 当センターは地方議員約140名で構成するグループで、2011年の発足当初から「福島原発震災被曝者援護法（仮）」の制定を提言し、他団体と連携しながら活動を続けてきた。2012年6月、いわゆる「支援法」が成立した後も、この法律の具体化・拡充に向けて他のグループと連携して提言や続けている。
- 被災者支援策の策定・拡大強化に向けた現状と課題の把握、提言のため、以下のような活動を行なった。
 - ①. チェルノブイリ事故後26年を経たウクライナを訪問、現地の行政担当者からの情報収集・意見交換なども行ないながら実情を調査した。また、持ち帰り資料の邦訳を進めている。
 - ②. 全国の自治体で取り組まれている被災者支援策の現状と問題点についても分析した。

【調査研究の経過】

2012年5月：原子力資料情報室で原発被曝者援護法やウクライナ調査を報告（共同代表・佐藤和良）
Ustreamで配信（<https://twitter.com/cnicjapan/status/204524897987330048>）

2012年5月：「原発事故被害者援護特別立法を求める緊急院内集会」（日弁連）で報告（共同代表・佐藤和良）、同日各政党へ「原発事故の被災者の生活支援に関する法案」についての要請

2012年7月：衆議院議員会館 ウクライナ訪問報告と解説

2012年11月：「支援法」基本方針策定に向けて復興庁申し入れ

【今後の展望など】

- ウクライナ行政関係者からの聞き取りによって得られたさまざまな課題は、今後の事故被害者の支援にあたって教訓とすべき点が多々あり、また、現在の国と自治体の支援策においても共通の問題点があることを認識している。今後の施策拡充の議論に活かして行きたい。
- ウクライナ汚染地図の完全翻訳を公開するべく準備を進めている。

会計報告書の概要（金額単位：千円）			充当した資金の内訳		
支出費目	内 訳	支出金額	高木基金の 助成金を充当	他の助成金 等を充当	自己資金
旅費		125	7.5		117.5
研修費		5	0		5
運営・資料費等		15.5	0		15.5
協力者謝礼・委託費等		31	22.5		8.5
その他		5	0		5
合 計		181.5	30.0		151.5

参考文献（ウェブサイトや書籍、成果物など）

- 「チェルノブイリ原発事故26年 福島原発被曝者援護法制定に向けた調査訪問団 ウクライナ調査報告」
佐藤和良（http://www.jca.apc.org/npp/satoukazuyoshi_ukraine_reprt.pdf）
- ウクライナ汚染地図 http://www.jca.apc.org/npp/nakayama/201104Ukraine_map.pdf

福島原発震災による放射能汚染 被害者援護策の策定に向けた課題 に関する調査研究

主に下記3点について報告

- (1) ウクライナ訪問調査
- (2) ウクライナ汚染地図の翻訳
- (3) 自治体の被災者支援策についての分析・評価

高木仁三郎基金成果発表会資料
2013.6.30
福島原発震災情報連絡センター
共同代表 中山均(新潟市議)

はじめに—当センターの概要

- 全国で脱原発運動を続けてきた地方議員約140名超で構成。
＜目的と活動＞（抜粋）

1. 原発震災で強要される汚染と被曝を強いられる人々の「生存権」(憲法25条)を保障し、特に子どもたちの命と健康を守る
 - ①「支援法」基本方針の早期策定及び支援施策の強化、「健康管理手帳」の交付、定期的な健康診断、医療行為の無償化、社会保障などの制度化を求める。
 - ②非汚染食品を送り届ける活動や各種測定機器及び検査機器等の購入、放射能測定室の運営などへの支援。
 - ③妊婦や児童・生徒の避難、疎開、保養などの受け入れを進め、その制度化の実現をめざす。



1. ウクライナ訪問調査

1. ウクライナ訪問調査(2012.5)

- チェルノブイリ原発周辺の汚染や健康被害についてはこれまでも官民さまざまな団体から報告されているが、行政的観点からアプローチされた報告は少ない。
- そこでセンターとして訪問し、現地を調査するとともに、福島原発震災の被災者の支援策策定・拡大に向けての課題を探ることとした。
- 期間は5月9日から14日の1週間弱。共同代表の佐藤和良他3名に、コーディネーター兼同行者として、センターのアドバイザーの木村真三氏(独協医科大学准教授)、「チェルノブイリ救援・中部」現地特派員の竹内高明氏。
- 訪問・聴き取り対象は ①ウクライナ日本大使館 ②ウクライナ緊急事態省 ③ナロージチ地区行政庁 ④ウクライナ地球化学研究所上級研究員 など

1. ウクライナ訪問調査

(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

＜ナロージチ行政区長などの話①＞

- ソ連邦の崩壊によりウクライナが支援策の対応を余儀なくされ、今日、補償は十分ではなく、被災者の中に不満が出ている。法律自身は悪い内容でないが、残念ながら法律を実施するだけの予算がない。
- 例えば移住先については、農村地帯なら似たような農村へという形で移住したが、その後予算が厳しくなり、都市のアパートに入るようになど、ニーズと合わず不満やストレス。
- 医薬品は、地区病院で1か月に必要なものうち3分の1の予算にしかならない。法律では無料となっているが、実際は住民が有料で医療を受けざるを得ない。
- 国全体として、チェルノブイリは次第に忘れられている。医薬品以外にも解決すべき問題がある。

1. ウクライナ訪問調査

(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

＜緊急事態省での説明＞

- ウクライナでは、1991年、被災者支援と汚染地域の定義という二つの大きな柱によって原発事故被災者支援のための法制度が整備。事故処理作業者と被災者を対象とした食料の配給、住居の提供、医療など社会保障的施策が展開。
- 現在も
 - 治療、入院、医薬品など含め医療は全て無料。
 - 放射線医療センター、内分泌代謝研究所、小児科産科婦人科研究所、心理学的リハビリセンターなどを設置・運営。
 - 事故処理作業者(リクビダートル)、被災者に対し、住居の提供、公共料金、治療、保養、年金、老齢年金に特典。
 - 汚染地域は国が管理、25年で14回の詳細調査を実施。
 - 放射線専門家による検査を実施、住民に情報提供・勧告。

1. ウクライナ訪問調査

(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

＜ナロージチ行政区長などの話②＞

- 当時3万人だった人口は、移住した人が2万人程度、掃蕩者は1,500人くらい。
- 与えられた住居に住んでいたが、子どもが大きくなって子どもに住居を渡して戻った人たちもいる。公営住宅は3人家族40㎡、息子たちが嫁さん・孫もできて狭いので戻るといようなケース。しかし子どもの掃蕩はほとんどない。移住先でお金に困って売って戻ってきた人たちもいる。
- 幼稚園の園舎の改装でも、第2ゾーンでは国から予算は付かない。国の方針とは別に、日本の支援を受けるなど、自治区として住民生活の改善に努力している。

(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

<緊急事態省>

- 放射線被ばくした地域は「改善」しており、法律の「改正」が必要。社会保障費の浮いた財源は地域の復興に使うべき。また、改正できないのは地域の政治家が大衆迎合主義で改正を訴えない姿勢問題。

<ナロージチ行政区>

- 議員は地元住民の生活を成り立たせるためにやっている。ウクライナでは汚染・非汚染地区に限らず農業も悲惨な状態にある。わずかな補償もあるが農業は苦しい。第3ゾーンになるとなくなるとわけで、すぎる気持ちは当然である。見方や考え方の違いだ。
- 赴任して2年たつが非常事態省は誰1人來ない。我々からも州議会や内閣に陳情を続けているがはかばかしくない。

(2)除染・保養・避難の実情と課題

<ウクライナ地球化学研究所上級研究員ポロディーミルティエーヒュー氏の報告①>

- ソ連政府から各国政府への上意下達の命令系統は絶対。
- しかし、事故の規模が大きかったために把握した状況は総合的なものでなく一面的なものも多かった。このシステムの欠陥は、対策に対する費用を誰も計算していなかったこと。一方では、費用は莫大であったがソ連政府の国家予算全体も膨大だったのであまり気にすることはなかった。
- もうひとつの欠点はすべてが国に所属して誰一人としてその決定に批判できなかったこと。上の人が考えたらそのまま実行してしまう。
- ソ連でも保養はすぐにはなかった。個人的な意見ではとにかく遠くに連れて行くという以上に重要であったことは汚染されていない食品を確保すること。

(2)除染・保養・避難の実情と課題

<ウクライナ地球化学研究所上級研究員ポロディーミルティエーヒュー氏の報告②>

- 同じ市の中でも汚染はスポット状になっていて、子どもたちの為に遠方でも汚染の低い場所に学校を作るとか、保養施設を作るとか、できるだけ負担が少ない方法をとるべきだ。
- 汚染地では投資環境に置かれていないため、国の支援が地元に残るような方法を考える必要がある。ウクライナ政府はキューバに保養所も設備したが、そのお金は観光会社、実際には航空会社に流れていった。
- 一家で移住する場合、子どもに大きなストレスがかかってくる。住民に情報が与えられていて自主的に選択することが大切。数年間の高線量を避けたいと考えるか、人間関係が全部変わってしまうところに移住するのか、それぞれの人が選択できること、住民自体が決断できることが大切。

(2)除染・保養・避難の実情と課題

<ウクライナ地球化学研究所上級研究員ポロディーミルティエーヒュー氏の報告③>

- 医学的見地からいえば、放射線ストレスと精神的ストレスはフィジカルでは同じことだ。精神的ストレスの影響がより大きく出てくる場合がある。情報を提示して、本人が主体的に選択できるようにしないと重大なストレスにつながる。
- 移住した人のトラウマは甚大で、一生忘れられない傷になっている。病気は被ばくのせいばかりとは考えにくい。心理的なもの大きくある。チェルノブイリ事故でも移住のプラスとマイナスを考えなければならぬ
- 甲状腺被曝対策については、スクリーニング、被曝線量の把握など、発症時までの体制作りが必要。

(2)除染・保養・避難の実情と課題

<ウクライナ地球化学研究所上級研究員ポロディーミルティエーヒュー氏の報告④>

- ソ連邦崩壊の要因として、経済的要因のほか、「国や政府が面倒みってくれる」という意識が事故によって変化したことがあげられる。30キロ圏内に入って作業をしろといわれて病気になるでも、面倒を見てくれない。
- 上意下達で、戦争もしていないのに50万以上の人が動員された。その結果、自分たちのことを考えていないことが分かった。
- 89年から言論自由化になってみんなが批判し始めたことも大きな要因。

(3)日本政府は何を「学ぼう」としているのか

<日本大使館坂田東一特命全権大使>

- センター訪問団に対し「様々な事故対策をしてきたウクライナができたこと、できなかったことを良くみて欲しい」とコメント。
- 国際緊急時協力体制の条約化などを提言。

<坂田大使の任命から見えるもの>

- 坂田氏は科学技術庁出身、文部科学事務次官退官後、2011年9月1日よりウクライナ大使。2011年10月10日にウクライナ駐箚日本国特命全権大使としてキエフに着任。
- 政府が福島原発事故を受け、ただちにチェルノブイリ事故の教訓を「学ぶ」態勢を整えようとしている事がくみ取れる。その意味では、私たち市民の側も、政府が何を「学んで」いるのか、注視していく必要がある。

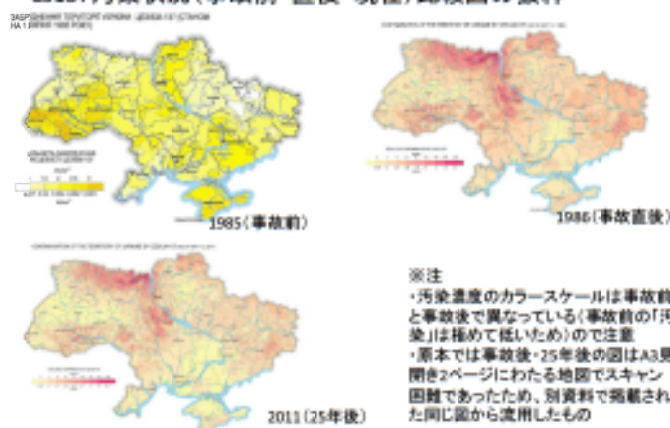
2. ウクライナ汚染地図(2011)の翻訳

- 事故25周年国際会議(2011.4)で緊急事態省が公表したウクライナ汚染地図を翻訳、現在第一次訳が終了。
- 概要は以下の通り
 - 第1章: Cs137、Sr90及びPu同位体による汚染度および事故前の地図並びにAm241による汚染予想図および事故発生前の状況。
 - 第2章: 国民の放射線被曝及び健康被害に関する地図、20年後及び70年後の総被曝実効線量に関する資料など。
 - 第3章: 法律により定められた放射能汚染ゾーン、事故による被害者の分類と人数、被害を受けた子供の健康回復などの社会的・経済的影響に関する地図。
 - 第4章: 参考資料



2. ウクライナ汚染地図(2011)の翻訳

- Cs137汚染状況(事故前・直後・現在)比較図の抜粋



3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

- 避難者は避難対象地域かどうかという違いだけでなく、出身自治体や避難先自治体の政治姿勢によっても生活条件などに差が出ている。
- 例えば住宅借上制度の対象範囲や運用も、受入側自治体で大きな差があり、災害救助法の適用解釈により最終的に国が間接的に財政措置を取る形だったにもかかわらず、2011年時点では、対象範囲に制限を設けるところが少なくなかった。
- また、同借上げ制度では福島県による新規受付の停止が大きな問題となったが、既にそれ以前の段階で、各自治体での受入が停止していた事例も少なくないことも判明している。

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

- 小中学校での学用品・給食費の支援など就学援助策については、2011年は全避難者を対象としていたが、2012年からは一般在住市民への既存の援助制度を準用。生活保護基準の1.3倍程度の所得世帯の児童生徒に対し全額を補助(一般市民世帯では1倍から1.3倍まで順次低減)する形で行なわれ、その差額分を国がカバーしているが、実際にどの程度支援するかは当該自治体の意向に委ねられている。
- 避難先での生活の便宜を図るための「原発避難者特例法」(2012年成立)では、保育園の入園手続きなどが簡素化されたが、その対象地域は被災自治体の意向に基づいており、郡山市・福島市(線量も比較的高く、多くの自主避難者を出している)などは市民を「留め置く」方針のため、対象地域から外れており、市外に避難した市民に不便を強いている。

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

- 受入自治体では、既存制度の枠組みや独自財源を活用して被災者への支援策を継続しているところもある。新潟県などで自主避難者も対象として独自財源で行なわれた高速バス料金・高速道路料金補助制度が国を動かし、制度化された事例もある。
- さらに包括的な分析評価が必要。

まとめ

- チェルノブイリ事故後、ソ連邦が崩壊し、財源問題から社会保障施策の縮小・切り捨てや汚染地域指定見直しなどが進み、地方自治体では限られた予算の中で国際的な支援を受けながら施策や取り組みを維持しようとしており、国家施策と自治体・住民のニーズとの間に乖離や矛盾が生じている。
- 原発事故が国家の崩壊への引き金となり、放射能による健康被害以外にも生活や雇用・経済や独立国家の財政に今も深刻な影響を与えている現状は、原発推進政策の根本的誤りを明確にしていると言える。
- 日本でも「棄民政策」は進んでおり、「財源論」による被曝者切り捨ては許されない。ウクライナでの国と自治体・住民の対立構造やその背景を分析しながら、国家と電力会社の責任を問いつつ、支援策の拡充強化の必要性がある。